

中学校の部活動地域移行に係るQ&A

(Q 1)

なぜ、中学校の部活動を地域に移行するのですか？

(A 1)

学校の部活動は、これまで学校教育の一環として、とても貴重で有意義な役割を担ってきました。しかし、近年、中学校生徒の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行するなか中学校の教職員数も減少傾向にあります。それにともない、生徒が選択できる部の減少や、部員の減少から大会に参加できないなど、部活動の持続可能性という面で厳しさが増えています。

また、競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指導が求められたりなど、保護者の多様なニーズに対応する必要が高まり教師にとっては大きな業務負担となっています。

加えて、播磨町では、今まで関係団体や指導者等と学校との連携が十分でなかったとの課題もあります。

そのため、生徒が将来にわたってスポーツ・文化活動に継続して親しむ機会の確保や、学校の働き方改革の推進による学校教育の質の向上などを目指し、部活動を学校から切り離して、地域に移行していくこととされました。

【参考】

○部活動の地域移行のメリット

- ・生徒の選択肢が広がる
- ・専門的な指導が受けやすくなる
- ・教員の業務のスリム化が期待できる
- ・小学生から切れ目のない活動ができる

●部活動の地域移行のデメリット

- ・指導者や受け皿の確保が容易ではない
- ・生徒の安全上の不安がある
- ・保護者の協力や経済的負担が求められる

(Q 2)

どのように地域移行されていくのですか？

(A 2)

国のスポーツ庁・文化庁において、部活動の地域移行に向けて「地域移行に関する検討委員会」が設置され、検討が進められてきました。

検討会議において、現時点で整理された方向性を取りまとめた「提言書」が、令和4年6月6日スポーツ庁に、令和4年8月9日に文化庁に提出され、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」が策定されました。

そのポイントとしては、

- ・まずは休日の部活動から段階的に地域に移行していくことを基本とする。
 - ・令和5～7年度を休日の部活動の地域移行に向けた「改革推進期間」とする
- ※国は当初、令和7年度末までに休日の部活動はすべて地域移行を実現するとしていましたが、令和4年12月に「可能な限り早期の実現を目指す」と付け加えました。
- ・平日の部活動の地域移行は、実情に応じてできるところから推進する
- となっており、今後、国では提言書を基にガイドラインの改定を行い、都道府県・市町村は国のガイドラインを基に、地域の実情に応じて地域移行を進めていくこととなります。

※播磨町では、スポーツクラブ 21 はりまを運営主体にして移行をすすめています。

(Q3)

令和5(2023)年度から、学校部活動はなくなってしまうのですか？

(A3)

なくなりません。地域移行への準備が整った部活動から、休日に実施している部活動を徐々に地域に移行します。地域移行ができない場合には、これまでと同様の部活動となりますが、部活動指導員、外部指導者による指導や合同部活動、合同練習の導入などの地域連携に取り組み、それぞれの部の実情を踏まえ地域移行の準備を進めていきます。

(Q4)

休日の部活動が地域に移行した場合、平日の部活動はどうなるのですか？

(A4)

平日の部活動はこれまでどおりの活動となります。なお、平日についても、可能な場合は地域への移行を進めていきます。

(Q5)

休日の部活動が地域に移行した場合、中学校体育連盟（以下「中体連」という。）の大会への参加はどうなるのですか？

(A5)

日本中体連は、令和5(2023)年度から地域クラブ単位での全国大会の出場を認めています。（ただし、種目ごとに出場の条件があります）。中体連の主催する大会に、学校の部活動から参加するのか、地域クラブから参加するのかは、個人が選択します。

(Q6)

部活動が地域に移行したら、保護者の負担はどうなりますか？

(A6)

地域移行後は、学校の活動ではなくなるため、指導者の謝金や会場使用料、保険料などの費用は保護者の負担となります。播磨町はスポーツクラブ21はりまが運営実施主体となりますので、スポーツクラブ21はりまへの入会金1,000円（初年度のみ）、年会費（大人2,000円、生徒1,500円）スポーツ安全保険（大人1,850円、生徒800円）（中体連関係の種目との兼部はできません。）、別途会費は競技によって異なります。また、消耗品費（ボールやピン球等）などの集金する場合があります。（文化クラブ活動も同じです。）

(Q7)

文化部についても地域移行をするのですか？

(A7)

文化部についても、地域の実情に応じて、休日に実施している部活動を徐々に地域クラブ活動へと移行します。

(Q8)

地域スポーツクラブ（地域部活動：以下、地域スポーツクラブ）の指導者は、学校の部活動の顧問とは異なるのですか？

(A8)

学校の部活動の顧問とは異なる地域の指導者が指導します。（一部の競技では、希望する教員や部活動指導員が地域の指導者として携わることがあります。）

(Q9)

休日の部活動は、令和5年度からは完全に地域へ移行し、学校の部活動としての練習や練習試合、大会等は行われないのですか？

(A9)

スポーツ庁は、令和7年度までを改革集中期間としていますので、当面の間は、学校の部活動がなくなるわけではありません。

(Q10)

地域スポーツクラブに参加しない生徒が不利益になることはないのですか？

(A10)

地域スポーツクラブへの入部や退部は任意です。地域スポーツクラブへの参加・不参加が、学校生活で不利になることはありません。(部活動においても同じです。)

(Q11)

学校の部活動と異なる競技の地域スポーツクラブに参加することは可能ですか？

(A11)

可能です。ただし、双方の活動が、生徒自身の負担にならないよう配慮する必要があると考えます。(※中体連関係の種目との兼部はできません。)

(Q12)

これまで、硬式野球やサッカーなど、クラブチームで活動していましたが、地域スポーツへ参加しなければならないのでしょうか？

(A12)

クラブチームでの活動も、部活動の地域移行のひとつの形態と考えています。クラブチームでの活動だけで、十分だと判断される場合は、地域スポーツクラブに参加する必要はありません。

(Q13)

地域の指導者として、地域スポーツクラブの指導をしたいのですが、どうすればよいですか？

(A13)

地域スポーツクラブでの指導を希望する場合は、町教育委員会、スポーツクラブ 21 はりに問い合わせてください。その上で、教員の場合は、町教育委員会に兼職兼業の届を提出することになります。地域スポーツクラブより報酬を受け取ることも可能です。

(Q14)

播磨町の部活動地域移行実施のスケジュールはどうなっていますか。

(A14)

段階的な移行を考えています。

- ・休日の部活動：令和5年度～7年度の間には地域移行（地域展開）できる部から実施していきます。(部活動と地域クラブが混在します。)
- ・平日の部活動：令和8年度～10年年度の間には完全に地域移行（地域展開）できる部から実施していきます。(部活動と地域クラブが混在します。)

※地域移行への理解が進み、実施可能になった部から順次、できる限り早期に実施していきたいと考えています。